

件名	県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例
主幹課	農地整備課
根拠法令等	土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年5月26日公布、同年9月25日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>土地改良法の一部改正に伴い、県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定める等のための改正</p> <p>1 県営土地改良事業の特別徴収金を規定 県営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>(1) 題名改正 (改正前) 県営土地改良事業分担金徴収条例 (改正後) <u>愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例</u></p> <p>(2) 制裁金としての「分担金」を「特別徴収金」に一本化 県営土地改良事業の工事完了公告後8年間に農地を目的外用途に供した者等に対する制裁金を、現行の分担金から特別徴収金に変更</p> <p>(3) <u>農地中間管理機構関連事業の特別徴収金を新設</u> 土地改良事業計画の公告日から工事完了公告の8年後までに農地を目的外用途に供した者等に対する制裁金として、その面積に応じた額の特別徴収金を徴収</p> <p>2 条例の適用対象となる土地改良事業に新たな類型を追加 土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例</p> <p>3 その他規定整備等 愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例</p>	
施行日	1…平成30年3月1日 2・3…公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○法改正の概要</p> <p>農用地の利用の集積の加速化・防災対策の強化等のため、農業者からの申請によらず県が実施できる土地改良事業の類型を追加（原則として、農業者の同意不要・費用負担なし）</p> <p>① <u>農地中間管理機構関連事業</u> 農地中間管理機構（いわゆる農地集積バンク。（公財）えひめ農林漁業振興機構）が借り入れ、農地中間管理権（農用地の賃借権等）を設定した農地に係る基盤整備事業（区画整理・農用地造成）</p> <p>② 農業用排水施設（ため池等）の緊急耐震工事に係る事業</p> <p>③ 突発事故被害の応急工事に係る事業</p>	